

件 名	明治安田生命保険相互会社との包括連携協定の締結について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過・現状】 ・本市が抱える社会課題に対し、本市と民間企業等が双方の強みを生かして協力しながら課題解決に向けて取組むことを目的に様々な企業等との連携を進めており、多分野に渡って連携を行うことができる企業等とは、包括的な連携協定を締結している 【明治安田生命保険相互会社について】 ・明治14年創業の生命保険会社で、堺市内に1支社3営業所をもつ ・これまでに、「子どもの健全育成」や、「地域を見守る」活動など、社会貢献活動に積極的に取組んでいる他、2019年より地域社会等の健康増進の取組を継続的に支援する「みんなの健活プロジェクト」を本格展開 ・現在、28都府県及び和歌山市と包括連携協定を締結 ・昨年度、本市に対し包括連携協定締結に向けた提案があった
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	【対応方針】 ・市民の健康増進や市民サービスの向上を図るため、同社と包括的な連携協定を締結し、次の取組を進める。 【連携・協力する事業分野】 (1) 健康づくり支援に関すること (2) 安全・安心まちづくりに関すること (3) その他、地域の活性化や住民サービスの向上に関すること 【今後の主な取組（案）】（既に取り組んでいるものもあり） ① 健診受診率の向上に向けた取組 ・市作成チラシの配布、セミナーの開催など ② 「みんなの健活プロジェクト」と連携した取組 ・健康イベント、セミナーの開催など ③ 子育て支援や高齢者の見守り等の取組 ・「子育て応援団」や「高齢者見守りネットワーク」への参画など ④ 安全・安心な自転車利用の促進に向けた取組 ・チラシの作成・配布、自転車リーダーの養成など ⑤ 歴史・文化・観光等の振興に向けた取組 ・セミナー開催など茶の湯文化の振興、チャリティコンサートの開催など ⑥ その他、ネットワークを活用した取組 ・Jリーグ、早稲田大学との連携、本社ビルのイベントスペースの活用など 【協定締結予定日】 令和元年10月11日
効 果 の 想 定	包括連携により効果的な施策の推進や行政課題の解決、地域の更なる発展につながる。
関 係 局 と の 政 策 連 携	全庁

(案)

堺市と明治安田生命保険相互会社との地域活性化包括連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

(1) 健康づくり支援に関すること

(2) 安全・安心まちづくりに関すること

(3) その他、地域の活性化や住民サービスの向上に関すること

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(案)

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 堺市長

永藤 英機

乙 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

明治安田生命保険相互会社

執行役員 大阪本部長

加藤 佳弥